

第 32 期目録委員会記録 No.21

第 21 回委員会

日時：2011 年 3 月 5 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、酒見、高橋、鴫田、平田、古川、本多、横山、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. [アンケート調査 集計結果(1) A1-A5](38 ページ-A3・4 混、木下委員)
2. [アンケート調査 集計結果(1) A6](20 ページ-A3・4 混、酒見委員)
3. [アンケート調査 集計結果(1) A7-9](52 ページ-A4、本多委員)
4. 目録調査 目次 (アンケート設問順)(2 ページ-A4、アンケート調査班)
5. 目録調査 目次 (内容別に項目を入れ替えたもの)(2 ページ-A4、アンケート調査班)
6. RDA に対応する、MARC21 検討の動き (2011.2 現在)(2 ページ-A4、渡邊委員)
7. [NDL 国内資料課マニュアル] 個人名標目の選択・形式基準 (日本人名)(28 ページ-A4、横山委員)
8. [同] 個人名標目の選択・形式基準 (中国・韓国・朝鮮人名)(19 ページ-A4、横山委員)
9. [同] 個人名標目の選択・形式基準 (欧文形外国人名)(21 ページ-A4、横山委員)
10. [同] 同姓同名の基準 (記号を含むとき・英数のみの場合)(2 ページ-A4、横山委員)
11. [同] 著者標目とする出版者について (2 ページ-A4、横山委員)
12. [同 典拠レコード事例](22 ページ-A4、横山委員)
13. 新規書誌の作成について (17 ページ-A4、高橋委員)
14. 典拠形アクセスポイントに関する規定の構想 (3 訂案)(4 ページ-A4、古川委員)
15. 階層構造をもつ団体名の形に関する方針 (私案)(5 ページ-A4、古川委員)
16. 個人名件名の一実例 (1 ページ-A4、古川委員)
17. 資料種別検討メモ (4 ページ-A4、東委員)
18. 第 32 期目録委員会記録 No.19 (4 ページ-A4、事務局)
19. 第 32 期目録委員会記録 No.20 (案)(4 ページ-A4、事務局)

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

第 19 回記録 (資料 18) と第 20 回記録 (資料 19) について確認した。

2. 講師派遣依頼について

事務局から、群馬県大学図書館協議会より平成 23 年度研修会への講師派遣依頼が来て

いるとの説明があった。詳細を問い合わせたうえで前向きに検討することとした。

3. ISBD について

渡邊委員から、ISBD Review Group より日本語事例の最終チェックの依頼があり対応したとの報告があった。近々出版に向かうものと思われる。

[検討事項]

1. 目録の作成と提供に関する調査について

集計結果（資料 1～3）についてアンケート調査班の各担当委員から説明があった。

次いで報告書目次案（資料 4,5）について木下委員から説明があり、検討の結果、「アンケート設問順」（資料 4）の構成を採用することとし、次の通り分担を決定した。

- ・まえがき、問 10： 原井
- ・問 1： 木下
- ・問 2,3： 古川
- ・問 4,5： 本多
- ・問 6-1～6-4： 平田
- ・問 6-5～6-7： 酒見
- ・問 6-8～6-10： 渡邊
- ・問 7-1～7-3： 横山
- ・問 7-4～7-6： 鴫田
- ・問 8： 高橋
- ・問 9： 東

担当部分について、5月の委員会までに原稿を作成することとした。

なお、以下についても確認した。

- ・掲載するグラフの形、経年グラフ・クロス集計の必要性については、前回調査からの継続性と説明上の有効性を勘案して各分担者が検討する。
- ・前回調査で対象とした私立図書館が今回対象とされていない点について、報告書中で明記する必要がある。

2. MARC21 の RDA 対応について

資料 6 について渡邊委員から説明があった。

3. 国立国会図書館における著者名典拠標目の基準について

資料 7～12 について横山委員から説明があった。第 19 回委員会で示されたマニュアルを補完する内部資料である。以下の議論があった。

- ・付記事項のうち、没年については個人の識別のために必要となる場合は稀だが、著作権調査など別途の用途に有用とされるなどの事情もあり、追加することも多い。

- ・生年の付記については、個人情報に関わる意識が高まって以降、クレームが多い。ID（識別子）で区別できれば標目形に付記事項を無理につける必要はないという考え方もありうるが、そこまでは踏み切れていない。

4. 新規書誌レコードの作成基準について

資料 13 について高橋委員から説明があった。NACSIS-CAT コーディングマニュアルでは共同分担作業の必要から「新規レコード作成指針」の節を設けており、新 NCR においてもこうしたまとまった規定を設けることの必要性を検討していくことを確認した。

5. 新 NCR における典拠形アクセスポイントについて

資料 14～16 について古川委員から説明があり、以下の議論があった。

- ・典拠形アクセスポイントの機能について、RDA に沿って改めて確認した。著作・表現形に対する典拠形アクセスポイントをコアエレメントとする範囲については、なお検討を要する。
- ・集中機能のための識別のみが求められる個人・家族・団体と異なり、著作・表現形には記述（RDA では 7 章に規定）も求められる。記述とアクセスポイントという二部構成では収まりにくさがあり、規則構成についてなお検討が必要であろう。
- ・NCR では標目の「選択」の語が、記述中に現れる著者等のうちどれを著者標目とするか、ある著者が複数の名前を使っている場合にどれを採用するか、の 2 つの意味で使われている。RDA 等と比べると著者標目の採用が抑制的なので、この部分の比重が高いという事情もあるが、何らかの形で用語の使い分けを考えるのが望ましい。
- ・階層構造を持つ団体名の形についての規定変更は、既存標目をどうするかの問題を伴う。一定の別法を設けることも考えられるが、別法の乱発は避けたい。
- ・下部組織の記述に区切り（ピリオド、スペース）を用いることは、現在の目録作業者には抵抗感があるかもしれない。しかし、国際的な慣行等を考えるとあったほうがよい。
- ・資料 15 で国立国会図書館における事例の、標目の形の独立度によるカテゴリー化を試みたが、事例・細則などを材料とした詳細なルール化は、なお検討を重ねる必要がある。

次回以降の委員会の予定

4月9日（土）

5月21日（土）